

都市計画法施行規則第 60 条の規定による証明書の交付申請にあたって

- 1 申請書部数 正本・副本各 1 部（計 2 部）
- 2 手数料 1,500 円
- 3 証明対象 証明対象は多岐にわたります。
証明の可・不可、内容については必ずご相談ください。
- 4 申請書添付書類（共通部）

書類の種類	記載事項及び注意点
1 申請書	
2 委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・任意書式 ・正本への添付用には、代理人の連絡先（電話番号・FAX 番号）を追記
3 位置図 (S=1/10,000)	松本市で販売している白地図、もしくは、精度が同等で著作権上問題がないものを使用 縮尺・方位を追記 申請地位置を明記
4 付近都市計画図 (S=1/2,500)	松本市で販売している都市計画図 (S=1/2,500) を使用 申請地位置・形状を朱線で明記
5 公図の写し	申請地を朱線で明確にする 隣接有地番地の所有者・地目を調べ追記 接する道路（認定外道路含む）の範囲を茶色、水路の範囲を青色で着色 上記情報を追記した日付、追記した者の氏名を明記 取得場所もしくはシステム名を明記
6 対象地番の 全部事項証明書	正本には法務局で取得した原本を添付、副本にはその写しを添付 （ 必要があれば分筆元のもの、閉鎖登記簿等）
7 同意書・印鑑証明書	様式第 4 号「開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書」を流用 同意対象は全部事項証明書の記載内容を記入 印鑑登録証明を添付し、その印影で押印
8 敷地面積の実測図	道路後退がある場合は、道路後退前・後の両方の面積について境界線の点間距離を明記（他図面との整合を確認のこと） 作成者の氏名を明記 （別の者が作成した測量図等の写しを添付する場合は、代理人による原本証明）
9 現況図	申請地（筆界線）を朱線で囲う 接する道路が何かの表記（市道番号等）・幅員 2 力以上 道路後退（建築基準法第 42 条）に関する表記 接する認定外道路・水路等の図示、幅員 2 力以上 境界線の種別・測点間距離 境界線沿いにある構造物の図示・注記 敷地内各所の現況レベル値 隣接地及び道路のレベル値 既存の上水道・下水道の本管及び引き込みの位置（既存にある場合） 既存建築物の位置・用途（申請時にある場合） 既存建築物・工作物を撤去する場合はその旨の注記
10 配置図	現況図記載事項（計画により現況から変わることを除く） 敷地内各所の計画レベル値（現況レベル値との別が分かるよう工夫） 雨水浸透柵の位置・蓋天端のレベル値 地表面の雨水の流れ方向を示す矢印 新設構造物（擁壁等）の位置を図示、何であるかの注記 計画建築物の図示、用途、配置寸法（境界線からで 3 力以上） 上水道・下水道の新規引き込みの位置
11 雨水浸透柵の構造図	蓋の仕様（雨水の流入が可能なもの） 各寸法・仕様
12 新設擁壁構造図	見高さが 1m を超えるものは構造計算書を添付

13 建築物図面	平面図 立面図 建築面積・床面積の求積図及び求積表 建ぺい率・容積率（計算式も） 建築士の免許番号・氏名
14 残す既存建築物	平面図（見取図程度で可） 建築面積・床面積の求積図及び求積表 作成者の記名
15 分割元既存建築物敷地残地についてのチェック	既存建築物敷地を分割して申請地にした場合、もしくは申請地に取込んだ場合、その分割元既存建築物敷地の残地について、最低敷地面積・接道・建ぺい率・容積率等の適合を確認している旨を提示。そのため下記図面を添付。 配置図 敷地面積求積図 建物平面図（見取り図程度で可） 建築面積・床面積の求積図及び求積表 建築士による確認がされているものについては、配置図へ各建物の用途・面積を明記することで、 ・ の図面を省略できる。その場合、 の図面に建築士の免許番号・氏名を明記し、「現地状況に相違ありません」という表記を添えて押印のこと。
16 その他に必要な書類	証明をする内容は多岐にわたり、それぞれ審査上必要な書類が異なります。 事前に建築指導課開発担当へ相談してください。

- 5 申請書添付書類のうち「16 その他に必要な書類」について
 申請数が多い法第 29 条第 1 項第 2 号（法第 43 条第 1 項）該当の申請について、「16 その他に必要な書類」の詳細を **別紙** に記します。
 本書と併せて確認してください。

6 注意事項

特殊な事情がある案件等の場合は上表に記載のない書類の添付も必要になりますので、個別に建築指導課開発担当へ相談してください。

添付する公的な証明書は原則申請日前 3 カ月以内に発行されたものとします。

各種図面には作成者の氏名を明記してください。

原本証明とは、代理人が原本を確認し、それを写したものであることを証明する記載をすることです（写した日付・原本と相違ない旨の表記・氏名・押印）。

当証明書は建築確認申請書への添付を目的とするものです。

建築計画について建築確認申請との整合を十分に確認したうえで申請してください。

当証明書が発行された後に建築計画が変更になった場合は、原則、変更後の建築計画について新たな交付申請を行い証明書を取得する必要があります。

法第 29 条第 1 項第 2 号（法第 43 条第 1 項）該当の申請におけるその他で必要になる書類

1 農家住宅

内容

農林漁業を営む者の居住の用に供する建築物に関して証明するもの。

用語の定義

ア 農家住宅：農業経営者の居住の用に供する建築物。

イ 農業経営者：下記をすべて満たす者。

（ア）松本市農業委員会が発行する農地台帳に「経営者」として登載されている者であること。

（イ）耕作地（自作地）が農地転用地予定地を除いて 1,000 ㎡以上ある者であること。

要件

ア 申請者は農業経営者であること（資金面等で必要があれば連名も可）。

必要になる書類

書類の種類	記載事項及び注意点
A 農地台帳	松本市農業委員会発行のもの （正本に原本、副本にその写しを添付）
B 耕作地の位置図	基盤とする地図は任意（都市計画図 1/2,500 等を利用） 農地台帳に登載されている申請地に近い自作地の位置・範囲を朱線で 図示し、その地番及び面積を追記 合計 1,000 ㎡以上を示す（全ての耕作地を図示する必要なし）
C 農地転用許可書 の写し	従前に許可を取得していて、必要がある場合その写しを添付 農地転用が伴う場合、農転許可申請と同日の申請・許可が原則 農地転用許可申請を先に行い、その申請書の鑑の写しに農業委員会の 受理印を受けたものを添付
申請理由書	農業経営者の氏名を明記 申請者はどのような農家なのかの概略 建築する建物は申請者（農業経営者）の一戸建ての住宅もしくは住宅 に附属する建物であることを明記

備考

ア 農業経営者が主に居住する住宅であり、別荘、名義が農業経営者であるだけの他者の住宅等は該当しません。

やむを得ない事情での移転である場合等をご相談ください。

追加で理由書（移転をしなければならない理由）、既存住宅の処理についての誓約書等を求めます。

2 農業後継者の別棟住宅

内容

「既存の農業経営者の住宅敷地」と「農業後継者の住宅敷地」を合わせた全体敷地を、農業経営継続の観点から都市計画法上では一団のものとして扱い、農家住宅の枠に当てはめて証明するもの。

用語の定義

ア 農業後継者：下記をすべて満たす者

（ア）一般相続により農業経営者から農地及び本家敷地を受け継ぐ予定である者。

（イ）農業経営及び本家を後継することを約束できる者。

（ウ）婚姻して「家」を構成している者又は婚姻が具体的である者。

（エ）自己の住宅を所有していない者（配偶者も）。

要件

ア 申請者は農業経営者と農業後継者の連名であること。

イ 申請地は既存農家住宅敷地内、又は、既存農家住宅敷地に隣接する土地を合わせた敷地。

隣接する土地（特に農地）を取込む場合、全体敷地面積は 1,000 ㎡以下になるように検討すること。ただし、計画上必要と判断される場合はこの限りでない。

ウ 「農業経営者の住宅敷地」「農業後継者の住宅敷地」それぞれの敷地について建築基準法の規定に適合すること。

必要になる書類

書類の種類	記載事項及び注意点
A～C	農家住宅の同表に示すA～Cと同じもの
申請理由書	農業経営者・農業後継者の連名で作成・押印（印鑑登録証明を添付） 農業経営者はどのような農家なのかの概略 農業後継者が誰であるかを明確にする 全体敷地の計画（隣接する土地の取込みの有無）を明記 農業経営者の別棟住宅を建築するものであることを明記
家系図	農業経営者世帯、農業後継者世帯、土地所有者の繋がりを図示
戸籍謄本 （全部事項証明書）	農業経営者世帯 農業後継者世帯
住民票	農業経営者世帯 農業後継者世帯
自己の住宅を所有していないことを示す書類	松本市で資産証明書が出る場合：農業後継者及び配偶者の資産証明書 松本市で資産証明書が出ない場合： 借家の賃貸契約書の写し（代理人の原本証明で）
農業経営・本家を後継する旨の誓約書	農業後継者の記名・押印（印鑑登録証明書を添付）
各敷地面積実測図	全体敷地面積のものとは別に、「農業経営者の住宅敷地」「農業後継者の住宅敷地」それぞれについて下記を整備した実測図を添付。 道路後退がある場合は、道路後退前・後の両方の面積について境界線の点間距離を明記（他図面との整合を確認のこと）

備考

ア 「農業後継者の別棟住宅」は平成22年7月1日から都市計画法施行規則第60条の規定による証明の対象として運用開始。

3 農業用施設

内容：農林漁業の用に供する建築物に関して証明するもの

用語の定義

ア 農業用施設：都市計画法施行令第20条に定める建築物（例：農業用倉庫、農機具置場等）

要件

ア 申請者は農業経営者であること（資金面等で必要があれば連名も可）。

必要になる書類

書類の種類	記載事項及び注意点
A～C	農家住宅の同表に示すA～Cと同じもの
申請理由書	農業経営者の氏名を明記 農業経営者はどのような農家なのかの概略 収納物の種類・数量（多い場合は表にして整理）
建物平面図への追記	建物平面図に収納物のおおよその大きさ・範囲を破線等で図示 （申請理由書に記入した内容との整合を確認のこと）

備考

ア 農業用倉庫と農機具置場の区別について

農機具のうち小型特殊車両等に該当するものを収納する建物又は範囲は建築基準法において倉庫ではなく車庫に該当する場合があります。

倉庫と車庫では法規制が異なりますので、申請建物がどちらに該当するのかを事前に建築指導課建築基準法担当（指導審査係）に確認してください。

当申請では倉庫に該当する農業用施設を「農業用倉庫」、車庫に該当する農業用施設を「農機具置場」として扱います。